

# 公の施設の点検結果票

点検実施

令和7年11月

## 1 施設の概要

① 施設名称	鳥城公園（西の丸周辺部分）・旭川鳥城公園緑地（西の丸周辺部分）		
② 施設種別	基盤施設 [小分類] 公園		
③ 担当課名	庭園都市推進課		
④ 開設年月日	昭和35年4月1日		
⑤ 所在地	岡山市北区丸の内二丁目、石関町		
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )	12,556m <sup>2</sup> （鳥城公園・西の丸周辺部分） 1,572m <sup>2</sup> （旭川鳥城公園緑地・西の丸周辺部分）	
	構造／延床面積(m <sup>2</sup> )		
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	東屋、トイレ、カスケード、転落防止柵	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 都市公園法第2条
② 設置条例	[条例名] 岡山市公園条例
③ 条例に規定された設置目的	・史跡、名所、天然記念物等の文化財を広く一般に供すること ・自然的環境の保全並びに都市景観の向上を図ること。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	岡山城への眺望を活かし、緑豊かな公園で市民が憩い安心して過ごせる場所であること。また、民間事業者を活用した管理・運営により、飲食・物販やイベント等も導入し、賑わい創出を図ること。
⑤ 設置目的等の達成状況	市民及び観光客の憩いの場として活用されており、今後、旭川河畔や既存の樹木を活かした、より一層の賑わい創出と利便性の向上が求められている。

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営			
② 開館日				
③ 開館時間				
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和4年度	人		
	令和5年度	人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	令和8年度は再整備を行い、東屋、カスケードは撤去する			

## 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和7年度 〔予算〕	令和6年度 〔決算〕	令和5年度 〔決算〕	平均
収入	施設使用料	588	683	494	588
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0
	手数料	0	0	0	0
	その他(雑入等)	6	6	6	6
収入合計		594	689	500	594
支出	委託経費	管理運営委託料	3,025	2,215	2,513
		指定管理料	0	0	0
		補助金等	0	0	0
	小計		3,025	2,215	2,513
	直接経費	維持管理費	200	167	99
		光熱水費	480	453	473
		小計	680	620	572
	支出合計		3,705	2,835	3,085
収支差額		-3,111	-2,146	-2,585	-2,614

## 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和7年度 〔予算〕	令和6年度 〔決算〕	令和5年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金				
	指定管理料				
	補助金等				
	自主事業収入からの繰入金				
	その他(雑入等)				
収入合計					
支出	管理運営費				
	事業費				
	その他				
支出合計					
収支差額					

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	未了
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定期	実施予定なし（令和8年度に再整備のため）
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	実施予定なし（令和8年度に再整備のため）
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

## 6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり 岡山城天守閣と後楽園に臨むロケーションを有しイベント利用が活発な公園であり、今後、民間活力を導入し賑わい創出を図るとともに、更に多くの市民や観光客の利用が見込まれる重要な公園であるため。	
	指定管理者及びP-PFI事業者 西の丸周辺部分を除く鳥城公園は令和元年度から岡山城を所管している観光振興課に所管替えをし、天守閣と一体管理で指定管理となっている。しかし、西の丸周辺部分については、直営管理としていたが、公園の再整備に伴い、民間事業者の管理・運営によるサービスの充実やノウハウの活用、管理運営経費の縮減が期待できる指定管理に切り替えるもの。また、指定管理にP-PFIを組み合わせることで、長期的な事業運営を担保し、民間の優良な投資を誘導できるとともに、事業者が設置する施設の収益を公園施設の改修等に充当しコストの低減を図ることができ、より一層の公園の賑わい創出や魅力の向上が期待できるため。	
② 必要性ありの施設の管理運営方法 及びその理由		
③ 指定管理者とする場合の選定方法	非公募	
非公募の場合	非公募とする理由	P-PFIの特徴である長期的な事業運営を担保し、民間の優良な投資を誘導する効果を最大限発揮するため。
	根拠規定	公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第6号
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	公募で決定したP-PFI事業者	
	令和9年4月1日～令和14年3月31日（指定管理期間：5年） 以降、5年毎に非公募で更新（最終期間はP-PFIに合わせる） 令和8年度中にP-PFI事業者を決定のうえ、 令和11年4月1日～令和21年3月31日（P-PFI期間：10年） 以降、10年後に更新	